

平成30年度 第2回 赤穂市障害者自立支援協議会

- 1 開催日時 平成31年3月20日(水) 13:30～15:00
- 2 開催場所 赤穂市役所2階 204会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員
小寺康雄、深井光浩、大野孝彦、兼田静子、溝端善子、富田千賀、中川裕美子、柿本裕一、河本学(代理)、前田智子、古森雄三
 - (2) 事務局
西田健康福祉部長、松本社会福祉課長、宍戸障がい福祉係長、田中主査、児島事務員
柳井相談員(赤穂市障がい者基幹相談支援センター)
- 4 報告事項
 - 1) 医療的ケア児(者)実態把握結果について【資料1】
 - 2) 赤穂市障がい者基幹相談支援センター運営状況(4～2月)について【資料2】
 - 3) ヘルプマークの運用状況について【資料3】
 - 4) 手話言語条例関連の取り組み状況について【資料4】
 - 5) 平成30年度 新規事業所の開設について【資料5】
- 5 協議事項
地域生活支援拠点整備方針について【資料6】
- 6 情報提供・意見交換
〇〇委員「西播磨障害者就業・生活支援センター活動の総括」
- 7 その他
- 8 閉会

事務局

失礼をいたします。時間の方がまいりましたので、ただいまより平成30年度第2回赤穂市障害者自立支援協議会を開会いたします。

(欠席者、代理人出席報告)

(資料確認)

それでは、次第に従って進めさせていただきます。次第2、小寺会長よりご挨拶お願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。本日は年度末で何かとお忙しい中、協議会にご出席いただきましてありがとうございます。今日は第2回目の協議会ということで、前回の第1回目の協議会につきましては、それぞれ各部会の活動予定や地域生活支援拠点の整備概要等についてご協議をいただいたところでございます。

本日は、報告事項が5件と協議事項が1件の予定でございます。協議につきましては、前回説明がありましたが、地域生活支援拠点整備方針につきましてご協議をお願いしたいと思います。それぞれの立場から忌憚のないご意見をお願いいたしまして開会にあたっての挨拶いたします。本日はどうぞよろしくお願いたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、この後の進行につきましては、本協議会設置要綱第6条第1項の規定により、会長が会議の議長となることとなっておりますので、小寺会長の方に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

会長

それでは、早速ですが始めていきたいと思えます。まず報告事項の1番、医療的ケア児者実態把握結果につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、失礼します。それでは、資料の1番をご覧ください。今年度1回目の協議会におきまして、医療的ケア児の実態把握を実施することをご報告させていただきました。これは、本市においても赤穂市障がい福祉計画において、医療機関と連携を図りながら医療的ケアに対応できる施設や重症心身障害児者の受入れ先の確保に向けた取り組みが必要となる中、県の障害福祉課より県内各市町に実態把握の照会があったことを受けて行ったものでございます。

資料の1番目の対象者ですが、県の調査対象となっております18歳未満の児童のほか、市独自で全体像を把握するため、18歳以上の大人についても調査を実施いたしました。

2の実態把握の協力関係機関ですが、掲記の13か所と障がい福祉係の持ち合わせている情報を合わせて実施いたしました。

3の把握結果ですが、複数の機関に所属されている方は1名とカウントして、18歳未満は25名、18歳以上の方は80名、合計で105名いらっしゃるという結果になりました。

次ページをめくっていただきまして4番ですが、その内訳を掲記しております。県の方が医療的ケアと定義する14種類別の人数でございます。複数の医療的ケアを受けられている方がいる関係で、合計は人数よりも多くなっております。

この把握結果を受けまして、医療的ケアが可能な日中活動等の場の確保に向けて努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

会長

はい。ただ今事務局から説明がありましたが、報告事項につきまして何か質問等がございましたら。特によろしいでしょうか。

それでは次に移りたいと思います。報告事項（2）赤穂市障がい者基幹相談支援センター運営状況につきまして、事務局より報告をお願いします。

基幹相談

失礼します。それでは資料2をもとに、ご報告させていただきます。

平成30年4月から平成31年2月までの基幹相談支援センターの運営状況です。

1番の基幹相談支援事業につきましては、専門職員を配置し、窓口、電話、訪問等による相談業務を実施させていただきました。別紙で相談件数一覧を載せさせていただきます。全部で相談件数が781件となっています。昨年と同じ時期と比べますと、相談の件数が約100件増えています。障害種別で見ますと、精神の相談件数が若干減っていますが、知的・児童の件数が増加しています。相談につきましては、直接ご本人やご家族が窓口に来られるというよりは、生活困窮や子育て健康課等の関係機関から相談が入ることが多いと思います。関係機関に基幹相談支援センターのことを少し知っていただけたということも関係があるのではないかと考えています。相談内容につきましては、昨年同様、一般生活・その他の部分が多くなっていますが、今年度につきましては医療保健の部分が増加になっています。ご本人を病院につなげたり等で医療機関と関わらせていただく機会が増えてきているように感じます。訪問につきましては63件、ケース会議につきましては16件開催させていただきました。

2番目の地域生活拠点事業につきましては、毎月利用状況の把握をさせていただいているのと、顔の見える関係作りということで各種会議に参加させてもらっています。別紙の市内事業所利用状況等現況一覧をご覧ください。2月末の利用状況になっています。数字を見ると空きがいくつかありますが、入所施設等につきましては、入所に向けての利用調整をされていたり、児童のケースでは、来年度に向けて利用契約を進めていたり、就労系の施設では、ご本人と事業所とのマッチングの関係があったりするので、実際は空きがないような状況がここ数ヶ月続いています。

会議につきましては、今年度から中学校校区のサポートチーム会議に参加させてもらっています。サポートチーム会議は、中学校区ごとに年3回行われているもので、民生・児童委員さん、青少年育成センター、スクールソーシャルワーカー、各小中学校生徒指導担当の先生、社会福祉課といったメンバーで構成されています。主に不登校のお子さんを中心に地域の課題と情報交換、サポート体制について意見交換をさせてもらっています。直接基幹相談支援センターがそこから得た情報を元に支援を進めていくということはないですが、子どもさんだけでなく他の家族にも課題があることもあるので、ケースの共有ということで参加させてもらっています。

次ページをめくっていただいて3番目の自立支援協議会運営事業につきまして報告させていただきます。別紙をご覧ください。相談支援部会、しごと部会、こども部会、くらし部会を

開催させていただいています。

相談支援部会につきましては、昨年10月から新規事業所が2か所開設されましたので、計画相談の移行の打合せをさせていただいたのと、部会として、サービス等利用計画の作成について事例検討や日頃計画を作成していく中で感じている疑問等の意見交換を行いました。また、来年度から新規事業所が1か所立ち上がることになっていますので、部会を通じてスムーズなケースの移行を目指していきたいと思ひますし、相談支援専門員の質の向上等を目指していきたいと思ひています。

次はしごと部会です。しごと部会につきましては、障がいのある人への理解と障がい者雇用を促進するため、11月8日と13日の2日間にわたり、企業・事業所向けの障害者就労施設見学ツアーと拡大版ロビー販売を実施させていただきました。1回目は6社7名、2回目は5社5名の参加者がありました。実際に事業所に行って、働いている障がいのある方を直接見ていただくことで、少しずつ理解が深まっていくのではないかとと思ひました。

ツアー後には、参加された企業から事業所の方に作業の依頼があったり、雇用の募集があったりと大きな反応がありましたので、来年度も見学ツアーと拡大版ロビー販売を行っていききたいと思ひています。

こども部会につきましては、今年度は子どもさん向けの地域支援マップを作れたらということで、コアメンバーでの打ち合わせ会を月1回のペースで開かせてもらっています。今後は関西福祉大学の先生にもお声かけさせてもらい、ご意見をいただきながら、来年度中の作成を目指したいと思ひます。

最後にくらし部会ですが、当事者や関係機関等から課題があがってきた時に、分科会として開かせてもらっています。毎月第3土曜日には身体障害者福祉協会がサウンドテーブルテニス交流会を開催してくださっています。今年度については、11月には障がい者相談日を利用してもらい、余暇支援・当事者交流について意見交換を行いました。12月には聴覚障がい者の方とコミュニケーションボードについて意見交換を行いました。くらし部会では、その都度あがってきたテーマ課題を取り上げて実施していきたいと思ひていますので、また皆様の中で良いテーマがあれば教えていただきたいと思ひます。

4番目の理解促進につきましては、民生・児童委員主催の親睦グラウンドゴルフ大会にさんぼみちの当事者と一緒に参加させていただきました。後は、社会福祉協議会のボランティアの方に「障がいのある方への関わりのポイント」についてお話させていただいたのと、あしたば園の親の会に参加させていただきまして「就学後に利用できるサービス」についてお話させてもらっています。

その他、相談員自身の勉強のため、たくさんの研修にも参加させていただきました。

基幹相談支援センターの報告は以上です。

会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何かご質問等はございませんか。特によろしいでしょうか。

それでは次に移りたいと思います。報告事項 3 ヘルプマークの運用状況につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

失礼いたします。ヘルプマークの運用状況につきまして、資料3をもとにご報告させていただきます。

ヘルプマークにつきましては、昨年の本協議会におきまして本市においても普及啓発を図ることをご承認いただきました。また同時期に兵庫県においても普及啓発を図ることとされ、県が作成したタグ型のヘルプマークを希望者に配布するとともに、関係機関については市で作成したマークのチラシを配布して、普及啓発に取り組みました。

資料の方の1つ目は配布枚数についてでございます。平成30年4月の本格運用以降、ヘルプマークが105個、ヘルプカードが91枚となっております。

2つ目、啓発状況につきましては、広報あこう平成30年1月号の特集記事に掲載以降、計9回掲載いたしております。ホームページにつきましては、平成30年1月と4月の計2回アップいたしております。また、平成29年度は市の公共施設にヘルプカードと啓発チラシを配布いたしましたが、平成30年度は赤穂市医師会様のご理解のもと市内の医療機関に、また教育委員会指導課を通じまして市内の小中学校に、ヘルプマークとヘルプカード、それから、啓発チラシを配布いたしました。

3につきましては、教育委員会指導課にご協力いただきまして、市内小中学校の啓発状況を把握いただいた結果でございます。教職員や全校児童・生徒にヘルプマークの説明をいただいたり、啓発チラシを各所に掲示いただいたり、また学校によっては模造紙に独自の説明を加えて分かりやすく紹介いただいている学校もございました。小・中学校で、啓発していただき、福祉教育に活用していただくことは、障がいへの理解促進という観点からも、大変ありがたいことであると考えております。

ヘルプマークの活用状況についての報告は以上でございます。

会長

はい、ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何か質問等ございましたら。よろしいでしょうか。

それでは次に移りたいと思います。報告事項の4番の手話言語条例関連の取り組み状況につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

失礼します。資料4をもとにご説明させていただきます。

昨年度もご協議いただきました、手話言語条例ですが、これは手話が言語であるという認識に基づいて、すべての市民の方が手話やろう者への理解を深めて、障がいがある、ないに関わらずみんなが尊重しあえるやさしい共生社会を目指すために、平成30年4月1日に施行されたものです。この名称ですが、当事者の方々に一緒に考えていただいて、「赤穂市みんなの和を広げる手話言語条例」に決まりました。

では、条例施行後の今年度の取り組みを、白い丸印の新規事業を中心にご説明いたします。まず1番目、先ほどの言語条例ですが、施行と同時に条例をPRするための動画を作成しました。それを赤穂市のホームページ上で公開しています。この動画には、6名の地元のろう者にも出演していただきまして、ご覧になった方々からは、「温かみがあって、わかりやすいよ」というお言葉をいただいています。

次に、4つ下くらいの白丸の消防職員向けの手話研修のところですが、これは、実際に救急の現場でろう者に対応された隊員の方々から「もっと理解を深めて、情報を伝えて安心していただくために、研修をしてほしい」というお声をいただいて実現したものです。この研修も地元のろう者にもご協力いただいて、約80名の消防職員の方に受講いただきました。この研修をきっかけに、現場でのやり取りをスムーズにするためのコミュニケーションボードを作成いただいて、その後実際の現場でもそのボードが使われ、ろう者の方から「とてもわかりやすく、安心できました」というようなお声もいただいております。

次に2枚目をご覧ください。白い丸の上側の方です。手話啓発事業です。これは、市の出前講座の「早かごセミナー」というのがありますが、それに「はじめての手話」というメニューを登録したものです。今年度は1件自治会より依頼を受け、約15の方に、ろう者への理解を学んでいただきました。

最後にその下のその他の研修等のところですが、おかげさまで今年度は言語条例を知っていただいたたくさんの方からご依頼をいただいて、研修をさせていただきました。その中でも、一番上の5月10日、17日に社協さんで開いていただいた「はじめての手話講座」や、真ん中くらいの7月28日のさんぼみちさんの「手話教室」等は、「すごく楽しく学べたんです」というお声をたくさんいただいて、そこから興味を持たれて、市が行った連続の養成講座にお申し込みくださった方もおられます。

こういった研修や啓発活動につきましては、当事者の方と接していただくことが一番の理解につながりますので、私（手話通訳士）だけではなく、可能な限り当事者の方と一緒にご協力をいただいています。市民の皆さんの理解が広まるということが、聴覚障がいのある人たちの生きやすさにつながると思っていますので、来年度も啓発活動に力を入れたいと思っています。

以上で手話言語条例関連の取り組み状況についての報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何か質問等ございましたら、特によろしいでしょうか。

それでは次に移りたいと思います。報告事項 5 番 平成 30 年度新規事業所開設につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

失礼します。資料の 5 をご覧ください。平成 30 年度の新規事業所の開設についてということで、5 月に放課後等デイサービスのきっと・もっと・みらいさんが開設されておりますが、1 回目の協議会の方でご報告をさせていただきましたので、それ以降に開設された事業所が 2 か所ございますので、ご紹介させていただきます。

これまで相談支援事業所の方が市内で不足しておりまして、開設に向けてお声かけをさせていただいていたところ、赤穂市社会福祉協議会さんと NPO 法人風里さんが相談支援事業所ということで、立ち上げていただいております。社会福祉協議会さんの方が、サービス種別のところが特定相談支援事業となっておりますが、大人の方向けの相談支援事業所。七色こんぺいとうさんが障害児、子どもさん向けの相談支援事業というところになります。

これで相談支援事業所が合計 4 か所というところになりましたので、スムーズにサービスにつなげていくための基盤が今できつつある状況というところになっております。

以上で報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。ただ今の報告につきまして、何か質問等ございましたら、よろしいでしょうか。それでは報告事項が終わりまして、次に協議事項の方に移りたいと思います。協議事項の「地域生活支援拠点整備方針」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、失礼します。資料の 6 をもとにご説明をさせていただきます。

今年度 1 回目の協議会におきまして、協議事項であげさせていただきました、地域生活支援拠点について、このほど整備方針案を作成しましたので、ご説明の方をさせていただきます。

資料を 1 枚めくっていただきまして左側、目次になっておりますが、本整備方針案は 4 つの章で構成をしております。第 1 章は地域生活支援拠点とはということで、前回ご提示させて

いただいた厚生労働省の資料からの記述ということになります。第2章は、国の考え方を受けまして、本市における位置づけをまとめたものとなります。第3章は、今後の拠点整備の進め方につきまして、少し踏み込んだ形での内容となっております。第4章は、運営上の留意点、市の責務と役割、報酬算定について、国の資料を抜粋したものと市内の事業所や関係機関、協議会・部会の開催状況をまとめたものでございます。

目次の下側の囲んでいるところになりますが、この資料の中で文字が長くなるというか、引用文を除きまして次のように文言を表記いたします。地域生活支援拠点等という言い方を拠点と言います。赤穂市障害者自立支援協議会を自立支援協議会と言います。赤穂市障害者自立支援協議会の各専門部会を部会と言います。赤穂市障がい者基幹相談支援センターを基幹相談支援センターと言います。拠点による支援が必要な対象者のことを拠点对象者ということにします。拠点による支援を受けるために登録をした拠点对象者のことを拠点登録者という言い方をします。

まず、最初の1ページですね。地域生活支援拠点とはということで、前回一通りご説明をさせていただいていますが、少し抜粋をしてお説明をさせていただきます。

まず、1ページ1番、目的等についてということで、本文の一番上に書いてあります。「地域生活支援拠点等の整備とは、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに」2行とびまして、「地域の生活で生じる障がいのある人やその緊急事態に対応を図るため、地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制を整備するものです」というように国は定義しております。

中ほどの文章になりまして、地域には、障がいのある人を支える様々な資源が存在しますが、これらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でなく、効率的・効果的な地域生活支援体制となっていないということと、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制の整備が必要であるとの指摘があるため、障がいのある人の地域生活支援に必要な緊急対応等ができる機能について、障害者支援施設やグループホーム等への集約や必要な機能を持つ主体の連携等により、地域全体で障がいのある人を支えるシステムというような形になっております。

続いて2ページ目をご覧ください。2ページ目には、26年5月の4期の国の計画の基本方針、中ほどから下は、29年3月、第5期計画の国の基本方針ということで、5期の基本方針の本文の中で、地域生活支援拠点等の整備ということで、市町村において、平成32年度末までに、少なくとも一つ整備することを基本とするというものが、国の方の基本方針でも示されております。

次に3ページになります。整備類型については、多機能拠点整備型というタイプと面的整備型というタイプになりまして、多機能拠点というのは、いろんな機能をグループホームや障害者支援施設等に付加した拠点に集約、1か所ないしは2カ所に集約して、地域の障害のあ

る人を支援するタイプ。面的整備の方は、今ある社会資源の方が分担をしている様々な機能を担っていきましょう。その連携のもと、障がいのある人を支援していきましょう、というタイプ、以上2つのタイプが示されています。

次に4ページの方をめくっていただきまして、4ページ5ページは、必要な機能、じゃあ、地域生活支援拠点にはどんな機能が必要かということで、国の方では次の5つの機能というものを示しております。

まず1つ目になりますが、相談機能ということで、こちらは基幹相談支援センター等を中心に緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保して、緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談を行う機能というような定義づけをされております。

次に2番目の緊急時の受入れ対応ということで、短期入所を活用した常時の緊急受入れ体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受入れ、医療機関等への連絡の必要な対応を行う機能という形になっております。

次に5ページの方ですが、3つ目の機能としては、体験の機会・場の提供ということで、親元からの自立等にあたりまして、共同生活援助、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能でございます。

4つ目は、専門的人材の確保・養成ということで、医療的ケアが必要となる者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能ということになっております。

最後、5つ目の機能としては、地域の体制づくりということで、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能となっております。

次に6ページをお開きください。そういった国の方の考え方を受けまして、本市における位置づけというところに入っていきます。まず本市が策定しております第5期の障害福祉計画の中に、基本方針の1つとして地域生活支援拠点等の整備を図りますということをやっております。本文の中の数値目標の中には、顔の見える関係性を築きながら、拠点のあり方について検討していきますというような形で、障害福祉計画の中にはうたいこんでおります。

次に7ページということで、本市の現状についてというところになりますが、3つ、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持状況を示したものになります。

身体障害者手帳については、年々数の方は減少傾向にありますが、特に表の右側から2番目のところに、高齢化率、65歳以上の方の割合が74%前後で推移しております。所持者の高齢化が顕著に表れているのかなど。また重度、1・2級の方の率も46%前後で推移しているので、重度化も進んでいる、もう既に重度化がある状態かなというようにみてとれます。

次に療育手帳ですが、療育手帳の方は特に手帳所持者が増加している要因としては、B2で

すね、軽度の手帳が増えている。これは発達障がいの方が、兵庫県の場合はB2が取れるということなので、その数が増えているのかなというところですが、ただ、この数字には表れてはいないのですが、過去の相談内容から介護者の高齢化等による緊急時対応のニーズが高いのが、療育手帳を持たれている方かなと思います。

精神障害者保健福祉手帳の方は、所持者の平均年齢は50歳前後、介護者の高齢化というのが進んでいるのかなと思われます。重度の方の率が10%前後ですが、入院されている方が多いのかなという傾向がございます。

次に8ページの方になります。先ほどはお手帳の状況でしたが、今回8ページでは、障がい福祉サービスの受給者証、サービスを使うための受給者証の所持者の推移です。特に障害児通所支援、18歳未満の子どもさんの受給者証の数が年々増えているというのが分かると思います。これは早期支援の取り組みが進んできたということが大きな原因であるというふうに考えております。

あと、31年1月現在の内訳が下側にありますが、下側の表の下から4つ目に短期入所のところがありますが、支給決定数が100を超えて103ということで多くなっていますが、実際は受け入れ可能な事業所が少ないということで、また後ほど課題にも出てきますが、利用していない受給者が多いというような現状であります。

9ページ、10ページについては、現在第5期の赤穂市障害福祉計画が進捗しているところですが、その際にアンケート調査を実施した結果を載せたもので、特に今回、拠点に求められている5つの機能に関連するような内容をピックアップしております。

次に11ページを見ていただきたいのですが、拠点に求められる機能ごとの現状ということで、今現在の赤穂市内の現状がこの5つの機能ごとにどうなのかというところをまとめたものになります。まず1番の相談の機能については、29年から基幹相談支援センターを開設しまして、相談支援体制の強化、関係機関との連携、専門性と継続性の担保が図られているのかなと思っております。2番目に相談支援事業所の不足という話が、先ほどの報告でもさせていただきましたが、30年度以降新たな事業所の開設がありまして、現在サービスを利用するために必要な計画相談の基盤を整備しているところがございます。1つとびまして、夜間、休日の緊急対応が年間に何件かはあるのですが、その対応について苦慮しているというのが現実としてあります。

次に2番目の機能、緊急時の受入対応ですが、短期入所の事業所が不足しているという現状と、それぞれ緊急時には、各それぞれの機関において可能な範囲で現在は対応していただいているのかなと思っております。

3つ目の体験の機会・場の提供ということで、グループホームを利用されていない方の体験利用が少ないという状況がございます。

4つ目に専門的人材の確保・養成ということで、部会等を活用しまして関係機関の情報共有

や意見交換等を行いまして、スキルアップを図っている状況です。先日ですが、基幹相談支援センターを中心として相談支援事業所等を対象にしました精神障害者支援者研修を実施致しました。こういった形で、これは県の健康福祉事務所の方にもご協力いただいたのですが、関係機関集まって認識の共有であったり、スキルアップを図っていくということは、非常に良い取り組みだったのかなと思っております。

最後の地域の体制づくりということで、これはもう現在部会等を通じて連携体制の強化を図っている、顔の見える関係性を築いているということで、これについては基幹相談支援センターのおかげで部会を通じた連携体制が図られているのかなと思っております。

それに関連して、とんで 33 ページの方になりますが、33 ページ、34 ページ、35 ページまでは、先ほど基幹相談支援センターからの報告にもありましたように、それぞれ部会を開催しておりまして、33 ページは全体会の開催状況、34 ページ、35 ページは各部会の開催状況を改めてになりますが、まとめさせていただきました。これだけ関係機関と集まる機会が 29 年から増えておりますので、すごく連携体制がとれつつあるのかなというところで、この資料に載せさせていただきました。

次に 12 ページをお開き願います。12 ページで整備類型につきましては、29 年度、昨年度の 1 回目の協議会におきまして、基幹相談支援センターを中心に、既存の社会資源を結ぶ面的整備の形で連携強化を図る体制を整備するというので、ご承認をいただいておりますので、本市においては、面的整備という形で進めているところでございます。

13 ページになります。整備を進める機能についてというのは、2020 年度末までに国が示す 5 つの機能を整備することを目標として進めてまいります。

次に 14 ページをお開き願います。今後の拠点整備についての具体的などころになっていきます。14 ページの 1 番の拠点整備の考え方ということで、本市の拠点整備については、基幹相談支援センターを核として面的整備ということで、現在も部会運営を通じて顔の見える関係性を築きながら、それを土台として整備を進めているところで、ある意味、5 番目の地域の体制づくりについては既にもう整備済みといえると思います。

下側の図になりますが、5 つの機能を円で囲っているような図になります。一番下の地域の体制づくりのところ、ある程度部会等を中心に今整備が図られていると。そういった体制を土台として、1 番目の相談、2 番目の緊急時の話、3 番目の体験、4 番目の専門的人材、これらをみなさんと連携して、今後進めていこうといったものをイメージとして図に載せさせてもらっています。

その本文の一番最後の段落になりますが、既存の社会資源とも連携して、本市に住む人、関わる人全員で障がいのある人を見守り、支えていくことを目標として、「赤穂市全体を、“地域生活支援拠点”に」をテーマに進めてまいりたいというのが、拠点整備の考え方でございます。

次に隣の 15 ページです。拠点整備の重点目標というのを 5 つ挙げさせていただいております。

す。まず1つ目が、顔の見える関係性を活かした、地域の社会資源をつなぐ面的整備の推進ということで、まずはこういった拠点整備といった制度そのものもそうですが、その重要性を関係する関係機関や事業所で共通認識として持ちまして、連絡会や部会等を通じてお互いに連携をしながら進めていくことが必要と考えています。

2番目は、短期入所等事業所の確保ということで、やはり相談体制が整っても、受け皿となる事業所が少ないと、つなぐ先がないということになりますので、そういったサービスの提供体制の確保に努めてまいります。

3番目に「拠点対象者」の把握と「拠点登録者」への必要な支援ということで、まず、そういった方が拠点の対象者として挙げられるのかということのを的確に把握しまして、そういった方々を登録につないで、拠点登録者が緊急時でも安心して支援が受けられるような仕組みを作っていきたいと考えております。

4つ目です。実情に合った緊急時の連絡体制の構築ということで、まずは、今現在の連絡体制、緊急時の体制であるとか、その課題を整理する必要があるのかなど。今ある連絡体制は崩す必要はないかと思っていますので、赤穂市のそういった今現在の実情に合わせた緊急時の連絡体制というのを作っていく必要があるのかなというふうに思っております。

あと、5番目に障がいに対する理解の促進ということで、こちらが計画上でも基本目標に掲げている項目なんですけど、赤穂市全体での障がいの理解を深めていくということで、みんなで障がいのある人を見守り、支える機運を醸成していく必要があるのかなと思っております。

続きまして16ページの方になります。実際に拠点の対象者というのをどのように想定するかというのを示した表になります。区分の方が4区分ございまして、上から緊急度が高いというように設定しております。

まずAの区分は、家族等がなくて、在宅で生活されている方、早急にサービスの利用につなげる必要のある方をAの区分。Bの区分としては、同じような状況なのですが、課題のある方で重症心身障害児(者)も含むと書いておりますが、サービス利用がない人で、早急に親亡き後の備えが必要な方も緊急度が高いのかなと思っております。Cの方は、Bと少し似通ったような状況なのですが、逆にサービス利用につながっている方、ですが、早急に親亡き後の備えが必要となる方がC。Dの方が、今すぐということはないのですが、近い将来に親亡き後の備えが必要な方、あるいは、在宅生活は何とか送れるけれども、その支援が必要だという方も含むという形で、4つの区分に分けさせていただいております。

表現としては、不安があるとか、課題があるというのを使っておりますが、それは本人の認識だけではなく、周りの支援者の方の見立ても含むものとして考えたいと思っております。このような拠点の対象者が制度を利用するためには、事前登録を必要とします。拠点登録の条件に合致すれば、拠点登録者として台帳登録をしまして、その登録情報を必要な関係機関で共有して、緊急時に備えますということで、22ページの方にこれはまだ、全然案の段階ですが、

今後また部会等で内容を検討していくということになりますが、実際に拠点に登録される方の情報シートということで、必要な情報を掲載して、合わせてこの情報を関係機関で情報共有することに同意をいただくようなシートということで、今後部会等で内容を伝えていきたいと考えております。

すみません、16 ページに戻っていただきまして、一番下のところになりますが、拠点登録の条件ということで、まずはやはり、障害者手帳であるとか自立支援医療、難病の受給者証を持たれている方、現在の障がい者の定義に当てはまる方が条件の1つ。もう1つが障害支援区分の認定を現在受けている、もしくは今後受ける予定がある方。3つ目として、短期入所等の支給決定を受けている、もしくは受ける予定がある方と、最後に制度の趣旨をご理解いただいて、必要な関係機関と情報共有することに同意できるような方、ということで、この4つが基本的な拠点登録の条件かなというふうに考えております。

次に17 ページになります。実際に整備する機能の内容ということで、まず1つ目ですね、相談支援の方が拠点対象者を把握していくということで、こちらも把握の仕方というのを、相談支援事業所の方の情報であるとか基幹相談支援センター、市の方で連携をしまして、把握・登録の促進をしていく必要があるのかなと思っております。登録者情報は関係機関で共有して、緊急時のスムーズな対応につなげていくということと、あと丸の2つ目に緊急時の対応基準というのが必要なのかなと、こちらもそれぞれの機関がまちまちな対応ではなく、一貫した対応ができるようにということで、今後そういった対応基準の検討も部会で必要なのかなというふうに考えております。

2つ目の機能の緊急時の受入れ対応ということで、受入れ先の確保という部分が大きなところになるのですが、介護保険分野の共生型サービスも含めた形で、短期入所の事業所の確保に向けた働きかけを行っていく必要があると考えております。あとは、医療機関との連携であるとか、緊急の入所後の支援をどうしていくかという対応もその都度担当者会議等を開く必要があるのかなと考えております。

3つ目の体験の機会・場の提供ということで、グループホームであるとか日中活動サービスの体験利用を促進していく必要があるのかなと思っております。

4つ目の専門的人材の確保ということで、研修の強化ですね。あとは、専門知識を有する方を招いての研修会の実施であるとか、あと、高齢障がい者への対応も必要となるので、介護保険の高齢者の領域とも連携する必要があるのかなと。あと、教育機関ですね、大学や専門学校と連携して、必要な知識の習得に努めたいというところを考えております。

次に18 ページになります。18 ページで地域の体制づくりということで、引き続きになりますが、自立支援協議会の部会を活用したいと。それぞれの事業所関係機関の拠点整備における役割を明確化していく必要があるのかなと思っております。現状課題を共有しまして、問題解決を図るために、拠点の調整会議であったり連絡会を適宜開催したいと考えております。

あと、支援ネットワークの形成ということで、連絡体制のネットワーク化を図りたいと。これは、それぞれの共通認識を持って、それぞれの役割分担を明確にしていくことで図っていく必要があるのかなと思っております。

あと、支援ネットワーク形成の3つ目になりますが、拠点登録を災害時の要支援者名簿の登録につなげ、日頃から災害時でも地域住民と連携した支援体制の構築に努めていきたいと考えております。あと、一番最後の丸ですが、市民等の理解促進ということで、全ての市民が拠点の良き支援者となるということを目指し、障がいへの理解促進を進めてまいりたいと考えております。

次の19ページ、機能ごとの課題ということで、それぞれ課題はありまして、相談支援の方は、緊急時の連絡体制、今現在の連絡体制がどうなのかというところから把握していく必要があるのかなと。あとは拠点対象者のニーズの把握ですね、そのあたりが必要になるのかなと思っております。あと2番目の受入れ体制の機能については、短期入所の確保というところになります。5番目の地域の体制づくりというのは、拠点整備の関係者間での共通認識というのをまず作る必要があるのかなというふうに思っております。

これらをふまえて次の20ページ、21ページの方では、平成31年度が20ページ、2020年度以降が21ページということで、それぞれの年度ごとの拠点整備の内容をとすることを掲記しております。

まずは、拠点整備について理解を求めていきまして、関係機関との共通認識を図っていくということで、機能の3番から5番の機能を31年度は整備することを主眼におきたいと。機能の1つ目2つ目、相談機能と緊急時の機能については、できる限り32年度中の整備に向けて課題を抽出しまして、部会等を活用して実施に向けた検討を行う必要があるのかなと思っております。

機能の2つ目の緊急時の受入れ先の短期入所事業所については、現在の受入れできる人数が限られていますため、今後の拡充の状況をみながら拠点登録を進めることといたしております。それぞれの機能ごとの項目、内容についてということで、1番の相談機能については拠点対象者の把握、2番目の緊急に関しては、短期入所事業所等の確保ということでサービスの確保に向けて働きかけを行っていく。

3つ目の体験に関しては、グループホーム等の体験利用を進めていく。

4つ目の専門に関しては、協議会の部会等を活用して関係機関のスキルアップを図っていく。

5つ目の体制というところに関しては、協議会の部会を活用して顔の見える関係性づくりを引き続き行っていく、その中で連絡体制であるとか、受入れ体制の整備に向けた検討も行っていくという形です。

あと、地域生活支援拠点の整備の連絡会という名称にしておりますが、やはり事業所、関係機関へみなさんの意識の、共通した意識を持つということが大事なので、そういったものも随

時していきたいと。あとは、この協議会の方で拠点の進捗状況の報告であるとか、課題であるとかというのを、またこちらの方で協議いただけたらというふうに思っています。2020年度以降に関しても同じく、2020年度に関しては第6期の計画の策定年度でもございますので、その際に行う予定にしておりますアンケート調査の中で拠点についてのニーズ把握であるとか拠点についての把握の材料としてアンケート調査を使えばというふうに思っております。

そういったような形で、こちらの方針につきまして今後整備を進めていきたいと考えていますが、国の方からまた随時新しい情報であるとか指針が出てくる可能性がございます。そういったような国の指針、考え方をベースに本市の実情を加味しながら、部会等での協議を経まして、改善すべき点がある場合は協議会にてまたご協議いただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

ベースは、今現在ある社会資源、既存の社会資源をみなさんのネットワークでつないでいこうというところがベースになってきております。

地域生活支援拠点の整備についての説明は以上になります。

会長

はい、ありがとうございました。膨大な資料での説明でしたので、何か皆さま方の方でご質問やお聞きしたい点がございましたら、どなたでも結構ですからお願いしたいと思います。

〇〇委員

〇〇病院の〇〇です。従来から長期の精神科病院に入院中の患者様の地域移行の促進という課題がありまして、ちょっと最近ではこの件に関しては厚労省の方がトーンダウンしてる感じがあるんですけども、28年から精神科病院に対して長期1年以上入院されている患者様の社会復帰を図るための地域移行病棟というのが計画されていまして、これは4年間の時限で行われる事業なんですけれども、来年度が一番最後の年になります。

どうしようか迷ったのですが、結局これを行いますと病院の収入はアップするのですが、その分だけ病床を減らさないといけないという縛りが入ってまして。ただ、兵庫県は全体的にベッドが足りない方なんです、精神科病床は。おそらく全国平均が万単位30床、精神科病院はそうなんですけど、兵庫県は万単位20を切るか切らないかになっています。下から5番目位のところにあります。足りないのにどうしようかと思ったのですが、ただ実際問題、なかなか帰してあげたくても色んなご事情があつて帰せないところが多いということで、当院では、今年の6月からだいたい11月頃まで、時期は限られますが、その間で月1人ずつくらい、だいたい1年以上入院されている方を社会に戻すとか、施設の方に移行させる、病院からは外れていただくということを考えています。

その事業の一環の1つとして、今あるグループホームの隣に、7床のグループホームを新築しました。補助金もいただきましたので、それを新築して、一応1年以上入院されている方を対象に考えていますが、別にグループホームだけではなく、例えば救護施設とか、それから特別養護老人ホーム、もう歳をとっちゃってて出なくてはいけないような方なんかも含めて考えることもできますので、11月に全部終わった時点で若干の余裕ができる可能性があります。その場合、例えばショートとか、それから外来の患者様でやはり入所が必要なケースというふうなものは、受入れができるかなというふうに思っていますが、具体的に何床あるかというのはちょっと分かりませんが、多少は余裕ができるかと思っています。

やはりあの、ここの緊急度を見ますと3に挙がってらっしゃる方の問題、例えば高齢者ですね、立ち行かなくなっちゃったケース、身体合併症とかその辺のものもかなり多いかと思えますので、その辺が当院は精神科病院ということもありますので、どの程度受入れができるかどうか、あまりハードなものは実際には療養施設とかの方が向いているというのがあるかもしれないかもしれません。その時点で追々、赤穂市さんと協力してさせていただきたいと思います。

一応ご案内、こういうふうなこと、事業を始めますということの案内はさせていただくようにPSWに言っているんですけど。ありました、まだない。(保健所の連絡会)の時にありましたね。あと、実際に担当はうちのPSWの〇〇がやっていますので、ちゃんと行政の方にも連絡しておきなさいと指示しておきましたので、まだいっていないようでしたらさせますので、後はお願いいたします。

会長

はい、どうもありがとうございました。何かそれ以外にみなさんの方でお聞きしたい点やご質問がありましたら。

はいどうぞ。

〇〇委員

非常に詳しい説明をありがとうございました。非常によく分かったんですけども、この拠点整備は基幹相談センターを核としてという方針が掲げられていて、この前半の報告にもありましたように、基幹相談支援センターがものすごくたくさん仕事を受けて、相談件数も700件を超えるということで、今専任の職員が1人でやられている状況の中で、これにプラスしてこの拠点整備の仕事をしていくということが実際可能なかどうか非常に心配するところです。で、この重点目標、5点挙げられているんですけども、もう一つ、基幹相談支援センターの強化ということを入れられてはどうかというふうに提案させていただきます。

会長

はい、事務局の方。

事務局

はい、ありがとうございます。今、基幹相談支援センターについては職員1名ということになっております。これは委託の事業でやっておりまして、〇〇病院さんの方にご協力をいただいております。また時期は平成31年度、来年度もしくは32年度ですね、もう1名何とか職員を派遣いただきたいという事でご協議させていただいているところでございまして。

〇〇委員

事業をやって終わって、人の余裕ができるかなということがありますので、それを楽しみにしていただきたいと思います。

事務局

そのあたりはまた、委託先の方とご協議をさせていただきたいと思っております。

会長

よろしいでしょうか。それ以外で何かございませんか。

はい、どうぞ。

〇〇委員

私的にちょっと聞きたいんですけど、この際ちょっと聞きたいんですけど、以前、赤穂ではサポートファイルをしたと思うんですけど、このサポートファイルの件なんですけど、年齢ごとにごうして、それを出生の時からずっと年齢的にあれしてファイルにするというふうに障がい者のあれでなってきたと思うんですけど。それが最近そういうような話も出なくて、どういふふうに活用、市としてはそれを活用できているのか。それと、全部の障がい者に、知的の方なんですけれども、障がい者のお母さんも知らない方もいた感じなので、途中で尻切れトンボみたいになっているのではないかと思います、それをちょっとこの場でお聞きしたのですが。

会長

今の拠点整備方針とは異なりますが、事務局の方、お願いします。

事務局

サポートファイルにつきましては、去年、一昨年の部会、こども部会であるとか、その中で

もご意見いただいております。当然そのそれぞれの所属する、例えば幼稚園であったり、小学校であったり、中学校、大人になる段階での情報の伝達というところでも必要となってくるツールかなと思っております。個別支援計画、それぞれの学校の個別支援計画であるとか、それぞれの事業所で立てておられる計画との情報のすり合わせ等も必要となってくるかと思っております。また部会でも、検討項目のたくさんある中の一つには入っておりますので、またそこは話の方を進めていきたいと思っております。

会長

よろしいでしょうか。それ以外で何かございませんか。

〇〇委員

何度もすみません。国がこれ、何を考えているのか、もひとつ私もよく分からないんですけど、緊急時の対応というのに、すごく重きをおかれている感じがするんです。で、先ほども緊急時の対応基準の作成をするという話があったんですけど、この緊急時、たくさん出てきますよね、緊急時の連絡体制を確保するとか、緊急時のスムーズな対応とか、この緊急時というのが、何を指すのかというところが、多分悩ましくなってくるのかなと思うんです。

32 ページのところうちの法人も障害福祉関係機関ということで出させていただいていますので、うちも関係してくるのかなと思うので、なんというか、実際今、短期入所が非常にこう、〇〇さんも受入れができてにくいという話があったり、なんというか、具体的にも立ち行かなくなって、できたら事前に練習しておいてねとか、1回は日帰りできてもらって、よくお互いに分かってから利用してねとか、苦情とかにもつながってしまうので、どうしても事業所側もその辺はすごく気を遣うところであると思うんです。なので、この緊急というところについては、なんというか、十分事業所とも、それからご本人、ご家族とも話をさせていただいたうえでどうしていくかということをお話していただきたいなと、話をしたいなと思います。

多分緊急といっても、人それぞれによってこの時は緊急っていつて。何年か前に圏域の協議会で相談支援事業所に、「この間に相談支援事業所にとって緊急時というのはありましたか」「それはどんな時でしたか、その時に何とかありましたか、なりませんでしたか」みたいなアンケートをとった事があるんです。そしたら、家が火事になってしまっ、今日明日住むところがなくなったとか、お父さんお母さんが急にいなくなっ、すぐどこかに行かないといけなくなったとか、そういう緊急時は意外とどうにかなっているんですね。でも、すごくグレーなところというか、何かそういう時に対応しにくいみたいなのがあったりして、なんです。すみません、少し何をいつているのか分からなくなってきましたけども、緊急時ということをお心配するところなんです。

会長

事務局の方、何かございますか。

事務局

緊急時の対応につきましては、これは非常に市としても大きな課題であるというふうに認識いたしております。先ほども説明にもありましたとおり、短期入所が不足しておるといった状況のなかで、緊急時の受入れというのが課題であるということをごさいますて、できるだけ、こう 16 ページにあります通り、拠点の対象者を区分させていただきます、その中でできるだけこう、あらかじめ何かあった時にはそちらの方でお世話になるというふうな状況なるべく作っておきたいというふうには考えておまして、その中で対応できるものはしていくというようなところで現在のところ考えておるといことをごさいます。

会長

よろしいでしょうか。それ以外で何かございせんか。特にないでしょうか。

それでは、ただいまの整備方針につきまして承認することにご異議ございせんか。

よろしいでしょうか。それではご異議なしということで、整備方針につきましては承認されたものとみなします。

それでは次に情報提供・意見交換の方に移りたいと思います。

まずは事前に申し出いただいております情報提供でございますが、1 番の龍野公共職業安定所管内における雇用情勢につきましては、〇〇委員が欠席のため、資料をお持ち帰りいただき、質問等があれば後日ハローワークの方にご連絡いただきたいと考えております。

次の 2 番目の西播磨障害者就業・生活支援センターの活動総括につきまして、〇〇委員より説明をお願いします。

〇〇委員

西播磨障害者就業・生活支援センターで主任をしております〇〇と申します。座ってご報告させていただきます。平素は障がいのある方の就労支援にご協力いただきましてありがとうございます。さて、当センターの 3 月末で 30 年度が終わるんですけど、今日時点での登録者は 512 名になっております。内訳は身体が 60 名、知的 332 名、精神の方が 117 名、その他 3 名となっております。昨年と比べて身体の方は 5 名増、知的の方が 28 名増、精神の方が 19 名の増加となっております。

全国レベルでみますと精神の方の登録が増えておりますが、当センターにつきましては、母体が知的障害児・者支援施設であるということと、また、赤穂特別支援学校、西はりま及びはりま特別支援学校から一般就労された方の登録、今年度は 13 名ですけれども、そういった方

の登録がありまして、知的の登録者が精神の方を上回っております。今年度の就職支援者につきましては32名で、昨年度を2名上回りましたが、雇用率が上がったことや企業の法令順守意識の高まりにより障がい者求人が増加したことと、また、人手不足によるものと思われる。就職者が年々増加し当センターの支援が就労支援よりも定着支援の方に重きをおくようになりました。精神障がいのある方は体調の波とか人間関係により、発達障がいのある方はその障がい特性により定着支援の難しさを感じております。

赤穂市内におきましては、〇〇病院さんの就労移行支援事業所〇〇さんと連携して一人でも多くの方が就職し長く働き続けられるようにしております。ちなみに32名の支援の内、赤穂市の方の支援は10名となっております。その内10名中4名が就労移行支援事業所〇〇さんと連携して、就職支援させていただきました。ただ、就職者が増えたこととA型事業所が増えたことにより、増加する障がい者求人に対して送り出せる人材の確保に、最近では苦労しております。今後も行政機関、教育機関、医療機関さんや就労移行事業所、A型事業所との連携を強化し、障がいのある方の就労を通じた自立と社会参加にハローワークさんと尽力してまいりますので、皆様ご協力よろしくお願ひいたします。

なお、赤穂市さんが開催されました、しごと部会開催の事業所見学会に参加された企業から、誰か障がいのある方がいらっしゃれば、働ける方がいらっしゃれば雇用したいという申し出があり、3月に1名手を挙げられて実習の運びとなりましたが、残念ながらその方は、土壇場で体調が精神的に不安定になりキャンセルされました。この度、お隣の〇〇さんのB型に行かれています方が体験実習をしてみて、よければ就職したいという方がいらっしゃったので、4月1日から体験実習をしてみて、事業所さんにみていただいてお互いが良ければ、雇用となります。なので、今年度もしごと部会で事業所見学会をされるということですけど、そういう所が増えれば、こちらありがたいなと思っておりますので、是非たくさん企業にお声かけいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして何かご質問等ございますか。

はい、どうぞ。

〇〇委員

失礼します。実際、法定雇用率が上がりまして就職に頑張っている方がいるのですが、実際就労定着支援というか、そちらの方がどこまでしていただいているのかというか。結構、知的の方だったら、不安な中で一人で会社に入っているんですけど、本当に些細なことでも、「これはどうしたらいいんやろ」「これはどうなんやろ」という不安がいつもあるんですよ。

その中で、どこまでのフォローをしていただけているのか、ちょっとお聞きしたいのですが。周期とか、何日に。例えば連絡の取り方であったりとか。

〇〇委員

就職された時に集中的な支援ということで、これもジョブコーチさんも同じ。

ジョブコーチというのものもあるんですけども、そちらも集中的に1ヶ月、2ヶ月はされます。その後徐々に手を引いていき、支援学校の方もそうですけれども、何か月かに1度の見守りになりまして、あと何か課題があれば集中的に支援すると。もし課題がなければ様子伺い、電話でお伺いをするようなことにはなりません。

うちも先ほど申しましたように対象者が510名で西播磨圏域にいらっしゃるの、なかなか密に一人一人に関わるというのは、正直難しいです。今、知的の方に限定して言えば、就労移行事業所から就職された方は、出身母体でもないですけども、その支援員さんとのつながりがありまして、困った時によく相談されていますから、定着率は高いです。で、支援者のいない方については、やはりちょっと不安定で生活面も乱れる方が多いです。

特に支援学校の方で、学校から卒業されて、ちょっと孤立される方もいらっしゃいますし、ちょうど20代になると、ちょっと異性関係で遠くへ行ってしまった。最近困るのがSNS。スマホが発達してしまっていてね、私よりよく出会いの場を知っていて、「どこで調べるんだ」とよく聞くんですけども、そういう所からつながりまして、県外に彼女ができたから行ってくると言っていなくなった方もいます。女の子も異性に関しての問題が出ております。なので、そういう困った時に集中的に必要な場所につなぐというのがうちのセンターの役割で、本当に人生通じて密着、べったり密着することは、時間的、人数的に不可能です。ですので、見守り隊いうんですかね、何かちょっと異常があれば行政にお知らせしたりとか、つないでいくということの役割で。就職支援をした方については、当初数ヶ月間は集中的に仕事ができるように環境整備とか支援いたしますけども、次から次からやはり登録者が来られますので、どうしても支援は徐々に薄くなってしまいます。

定着支援ということで、定着支援事業というのが最近始まったんですけども、これは残念ながら西播磨圏域で今されている所はないです。姫路の方で数か所、就労移行事業所がされております。西播磨からそこへ、その就労移行事業所へ行かれて、そこから就職された方は、ほぼ高い確率で定着支援事業を受けておられて、定着率は高いです。ですからジョブコーチとか定着支援事業とか密な、濃度の濃い支援をされた、受けたところは定着率が結果的にやっぱり高くなっております。

〇〇委員

あの、常に不安で頑張っている方があるんですけど、実際、ジョブサポーターでもない

ですけど、そういう、一応、その方が一番身近に話ができる方というのがやはり必要だなというのをすごく思いまして。上司の方に、こう言われた、ああ言われてどうしようとかっていう色々な小さな悩みをいつも持っておられて、そういうのを聞いてくれる人がやっぱりいないんですね。その就職してしまうと同僚の方っていうのもいないですし、上司の方もちょっと怖かったりとか、「上司の人変わらへんのかな」とか、いろんな思いで働かれていますけど、就職はしたら、できたらいいんだけど、やっぱり戻りたいという気持ちをかなり持っておられるんですよね、そこの支援を、そういう見守り隊じゃないですけども、そういうのをもっと強化できるようにとか、何かそういうのがあるんじゃないかなと思います。

〇〇委員

そうですね。居場所的な所をね、作っていただきたいなと特に行政さんにはお願いはしてあるんですけども、なかなかそういった居場所の場みたいな所は、今は難しいみたいです。地域活動支援センターがそういう居場所的なところになるかもしれませんが、働いている方にね、そういう所をお勧めしたんですけど。レクリエーションだけなら良いんですけど、なんで仕事が終わってわざわざ働かないといけないんだと言われてまして。安いお給料でとかおっしゃって、なかなか行かれないんです。

〇〇委員

相談専門員の方に言うのが一番いいのよって。その方に言うと、またそうやって〇〇さんの方に言っていたいたり、会社の方に言っていたりできるからって言うんですが、なかなかそこへ行くのも敷居が高かったりということがあったりするので、そういうやっぱり身近な見守り隊のような方々がたくさん増えてきて、就労定着というのを確実に頑張っていたくために、そういうのをしてもらいたいなと思いました。

〇〇委員

ご家庭から行かれている方でしたら、まずは親御様がそういう状況をちょっとキャッチしていただいて、「うちの子が会社でいじめられているんやけど」とか、そういう事があればこちらにいつていただければ、確認はさせていただいて、また解決に向かって努力はさせていただきます。すぐにご相談される中には、すぐに何かあったら相談される親御さんもいらっしゃる、そういう方の方がどちらかと言えば、早く対処できるんですけど。黙っておられて、いよいよだめになってしまって、お互い会社と親御さんと言う事が違って、思いが違うことが結構あるんです。申し訳ないけども、知的障がいの方も自分が可愛いところがあって、嘘をつかれる方も結構いらっしゃる。会社でいう事と家庭でいう事が違う方も中にはもいらっやって、そこらへんは、事実確認をして、すり合わせて、お互いが誤解のないようにしていただく

のに、ここ10年苦勞してきまして。頭もだいぶん白くなってしまいました。まだこれからも続くと思います。

〇〇委員

親とかが高齢化して頼れなくなったり、親がいなくなったりというように、どんどんこれからなっていくしますので、そういう意味での支援が何とかならないかなというふうにと感じました。すみません。

〇〇委員

これは私の意見ですけれども、特別支援学校を出られた方が一番相談しやすいのは、元学校の先生かなと思うんです。担任さんが異動されることもあるでしょうけれども、支援学校さんでも1年に1回、同窓会みたいなのをしておられるみたいですし。そういう場でキャッチしていただいて、何かあればつないでいただければ、ありがたいなと思います。学校の先生にはちょっとご足労かけますけど。いろんなところでまた何かチャンネルにひっかかって、働く上で困っていることがあれば、お伝えいただければ、対処させていただきたいと思います。

会長

はいどうも。貴重なご意見ありがとうございました。

それ以外で特に、はい、〇〇委員。

〇〇委員

就労移行支援事業所〇〇の方ですけれども、就労移行支援事業所〇〇の方は、一応精神障がいの方がほとんどで、医療にかかっているということ、病院の方にかかっているから、その辺では外来での相談から就労移行支援事業所〇〇につなげる。就労した方でもやっぱり外来に来られますので、来られた時に、「実はちょっとしんどい」って話が出ますと、就労移行支援事業所〇〇にすぐ話を持っていける。それから、逆に就労移行支援事業所〇〇の方から事業所さんの方、会社の方にちょっといってもらいたいということもできます。早めにちょっとしんどいのであれば、休ませるということで、休養を取らせて、また復活させるということを中心にしております。

そういう点で、また知的の方とのニュアンスが大分違うのかなと思うんですけれども、その加減もありまして、もちろん、ぼやってしまう方もいらっしゃるんですけども、何とかつなげていらっしゃる方も多いのかなと思います。

ただ、最初、就労移行支援事業所〇〇ができた時に、結構やはり、一時的にうつでお休みになっておられる方だったりとか、リワークを目指す方も多かったので、成績はよかったんです

が、だんだん重度の方が残っちゃいまして、それでなかなかこう前に進まないというような状況は、やはり出てきています。企業が期待する人材と、やはり障がい者雇用であっても期待されますのでね。特に発達障がいの場合は、その方その方の特性がすごくあって、例えば、スーツが着れない人がいるんですよ。あのピタっとしたスーツがだめな人がおられたりして。そして、「ジャージだったらいいですか」「トレーナーならいいですか」とか。そういうふうなことも、就労にかかる前にそういう条件を、特性を、会社の方にお話して許容していただけるかどうか。

昼休みに話しかけられると、すごく苦痛になって、だめって人もいますよ。ですから、昼休みになったら、「ご飯食べてき」って休みに行かせて、1時になったら帰ってきて、後はひたすら仕事をさせるというふうな。一般の方が聞くと非常に奇妙な特性がおありになる方もいらっしゃるの、そういうような内容を全部分かっていただいてやっていけば、かなり定着率は高いように思います。本当に知的とは全くニュアンスが違いますので。

ただ、就労移行支援事業所〇〇の場合は、医療につながっているという強みを活かして、少しずつでもまた実績を上げていければと思っています。参考までに。

会長

はい、どうもありがとうございました。その他何かございませんか。よろしいでしょうか。それでは、次のその他の方で、事務局何かございますか。

事務局

はい。本日は年度末の大変お忙しい時に、お集まりいただきまして、ありがとうございました。本日、ご承認いただきました、拠点整備方針、これを基に来年度以降、実施していきたいというふうに考えておりますので、関係機関の皆さん、また事業所の皆さん、またご協議の方、お願いいたします。

以上です。

会長

それでは、議事の方は全て終了しました。

本日は長時間にわたって、ご協議ありがとうございました。

それでは、これをもって本日の協議会を閉会いたします。本日はどうもご苦勞様でした。